

平成 27 年 3 月 30 日

福岡市長 高島宗一郎 様
福岡市教育長 酒井 龍彦 様

図書館友の会全国連絡会
代表 福富洋一郎

**「福岡市図書館への指定管理者制度の導入の見直し及び再検討を求める要望書」回答への
お礼とお尋ね**

前略、平成 27 年 2 月 3 日付けで高島市長と酒井教育長に送りました「福岡市図書館への指定管理者制度の導入の見直し及び再検討を求める要望書」（以下、「要望書」という）に対し、酒井教育長から平成 27 年 2 月 20 日付けでご回答をいただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。ご回答につきましては、当会として一定の考えをまとめ、「見解」として公表させていただきます。ご参考までに同封しましたのでご高覧いただければ幸甚です。

さて、ご回答につきまして、確認したいこと、お尋ねしなければならないことなどが 3 点ございます。お忙しいところ恐縮ですが、誤解を避けるために、**1. 及び 2. については、再度ご回答をお願いします。** 3. については、当会の考えを述べるにとどめ、特にご回答を求めることはいたしません。

1. 「要望書」には、市長が責任を持つ個所についてご回答及びご見解を求めましたが、市長からご回答がありませんでした。ご回答をお願いいたします。「要望書」へのご回答及びご見解は、「行政改革プラン」の責任者である市長と、図書館行政の責任者である教育長に求めたものです。2 月 20 日福岡市から「教育長が 1 本にまとめて回答する」という電話連絡が入りましたが、送られて来た「回答」は教育長からのものであり、市長が責任を持つ個所への「回答」は入っているようには見えません。このことについて説明していただくとともに、改めて市長からご回答いただくようお願いします。

2. 教育長の議会答弁と今回の「回答」との食い違いについて確認したいので、次の 2 点にご回答をお願いします。私どもは「要望書」の要望項目 2. の最後の段落で、2014 年 9 月の市議会で、「図書館新ビジョン」に市民意見（指定管理者制度導入に 98% の慎重検討・直営継続）を反映させない理由を、「『行財政改革プラン』に基づくものであるから」と教育長が答弁していることから、「図書館新ビジョン」検討以前に指定管理者導入は既定のも

のであった、と述べました。

ところが、今回の「回答」(項目2.)では、「・・・それら(パブリック・コメント)も参考にして新ビジョンを策定し、(指定管理者)制度導入の検討を行ったものです。」と述べています。市議会での教育長答弁が正しいとすれば、この回答では、指定管理者制度の導入が「行財政改革プラン」で実質的に決まっていたにも関わらず、導入の検討を行っていた事になり、私たちには奇異に感じられます。

そこで、次の2点について、ご回答くださるようお願いいたします。

- (1) 平成26年第4回定例会議事録にある、池田良子市会議員の質問にかかわる酒井教育長の答弁の記載に間違いはないと考えてよいのでしょうか。
- (2) 今回の「回答」で、「図書館新ビジョン」と指定管理者制度導入にかかわる記述に間違いはないと考えてよいのでしょうか。

3. 「要望書」の読み取りの誤りがあると思われるので、お知らせします。

「回答」2項目の最終段落に『「開館時間や開館日の増大は、現行体制でも経費増無しにできること』とのご指摘ですが、職員の人件費や館内の光熱水費、総合図書館における警備や総合案内の窓口業務等の委託に係る経費については、増額なしで実施することは困難な状況であると考えています。」と書かれているのは、私どもは「要望書」の要望項目2.の趣旨の読み取りの誤りからの「回答」だと考えます。

「要望書」は、「回答」の引用した個所を含め前後一連の文章で、指定管理と現行体制(即ち直営体制)との比較をし、指定管理者制度の導入による課題・疑問点を述べたものです。「回答」のようにこの個所だけを取り上げ、誤って解釈すれば、指摘個所に続く文章はさらに奇妙な主張をしていることになり、また、全体も何を言っているのか、はっきりしないものになります。福岡市は指定管理者制度の導入に当たって、開館時間や開館日の増大を最大の目標にしているのでしょうか。「要望書」の文章は平易に書いてありますので、趣旨を正しく読み取っていただき、何故導入しなければならないのか、私たちが指摘する課題・デメリットにどう対応するのか、説明責任を果たしていただきたいと考えます。

以上

送付先 図書館友の会全国連絡会 代表 福富洋一郎
※(住所・TEL省略)
連絡先 図書館友の会全国連絡会 事務局長 船橋佳子
※(住所・TEL省略)

※個人情報保護の観点より事務局の連絡先はホームページでは非公開とさせていただきます。お問い合わせは図友連HP <http://totomoren.net/> メールフォームよりお願いいたします。